

JIS

地理情報—品質原理

JIS X 7113 : 2004

(ISO 19113 : 2002)

(APA)

平成 16 年 8 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石 崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	伊 藤 文 一	財団法人日本消費者協会
	岩 下 直 行	日本銀行
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	笥 捷 彦	早稲田大学
	金 谷 学	総務省
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	小 町 祐 史	パナソニックコミュニケーションズ株式会社
	関 口 裕	社団法人電子情報技術産業協会
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	高 森 國 臣	総務省
	成 田 博 和	富士通株式会社
	平 野 芳 行	日本電気株式会社
	伏 見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	藤 村 是 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 川 秀 眞	財団法人日本情報処理開発協会
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 本 泰	日本アイ・ピー・エム株式会社
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	若 井 博 雄	財団法人日本規格協会
	渡 辺 裕	早稲田大学

主 務 大 臣：国土交通大臣， 経済産業大臣 制定：平成 16.8.25

官 報 公 示：平成 16.8.25

原 案 作 成 者：財団法人日本測量調査技術協会

(〒102-0083 東京都千代田区麹町 6 丁目 1-25 上智麹町ビル TEL 03-3264-4489)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 石崎 俊)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，国土交通省住宅局住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 標準課情報電気標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本測量調査技術協会(APA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 19113:2002, Geographic information — Quality principles を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS X 7113 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (規定) 抽象試験項目群

附属書 B (参考) データ品質の概念とその使用

附属書 C (参考) データ品質要素, データ品質副要素及びデータ品質概観要素

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 適合性	1
3. 引用規格	1
4. 定義	2
4.1 正確度 (accuracy)	2
4.2 適合, 適合性 (conformance)	2
4.3 適合品質水準 (conformance quality level)	2
4.4 データ品質評価日付 (data quality date)	2
4.5 データ品質要素 (data quality element)	2
4.6 データ品質評価手順 (data quality evaluation procedure)	2
4.7 データ品質評価尺度 (data quality measure)	2
4.8 データ品質概観要素 (data quality overview element)	2
4.9 データ品質評価結果 (data quality result)	2
4.10 データ品質適用範囲 (data quality scope)	2
4.11 データ品質副要素 (data quality subelement)	3
4.12 データ品質評価値型 (data quality value type)	3
4.13 データ品質評価値単位 (data quality value unit)	3
4.14 データ集合 (dataset)	3
4.15 データ集合群 (dataset series)	3
4.16 地物 (feature)	3
4.17 地物属性 (feature attribute)	3
4.18 地物操作 (feature operation)	3
4.19 メタデータ (metadata)	3
4.20 製品仕様 (product specification)	3
4.21 品質 (quality)	3
4.22 論議領域 (universe of discourse)	3
5. 地理データの品質記述に関する原理	3
5.1 品質記述の構成要素	3
5.2 データ品質要素及びデータ品質副要素	5
5.3 データ品質概観要素	7
6. 地理情報の品質の特定	7
6.1 定量的品質情報の特定	7
6.2 非定量的品質情報の特定	9
7. 品質情報の報告	10

7.1 定量的品質情報の報告.....	10
7.2 非定量的品質情報の報告.....	10
附属書 A (規定) 抽象試験項目群.....	11
附属書 B (参考) データ品質の概念とその使用.....	13
附属書 C (参考) データ品質要素, データ品質副要素及びデータ品質概観要素.....	19
解 説.....	29

白 紙

地理情報—品質原理

Geographic information—Quality principles

序文 この規格は、2002年に第1版として発行されたISO 19113:2002, Geographic information—Quality principlesを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。この規格は、ISO/TC 211が関与する種々の地理情報規格を基とした日本工業規格（以下、地理情報規格群という。）の一つである。地理情報規格群は、地球上の位置と直接的又は間接的に関連づけられたオブジェクト又は現象に関する情報処理技術のための標準であり、河川、道路などに関する様々なデータを電子化し、各種情報処理の高度化・効率化に適用される。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、地理データの品質を記述するための原理を定め、品質情報の報告に関する構成要素を規定する。また、この規格は、データの品質に関する情報を体系化する方法を規定する。

この規格は、データの作成者が、あるデータ集合が、製品仕様に正式に又は暗示的に規定する論議領域の写像をどれだけ満たすかを記述及び評価するための品質情報を提供するとき適用できる。また、この規格は、データの利用者が、特定の地理データが特定の応用分野に対して十分な品質があるか否かを判断するときにも適用できる。仕様データの取得及び購入に携わる組織は、データの取得及び購入のための製品仕様が、その意図する内容を満たすことができるように、この規格を考慮することが望ましい。また、この規格は、応用スキーマの定義及び品質要件の記述のためにも使用できる。

この規格の原理は、デジタル地理データに適用可能なだけでなく、地理データ集合に関する品質情報の特定、収集及び報告に拡張可能であり、また、データ集合群又はデータ集合の部分集合となるより小さなグループのデータに関する品質情報の特定、収集及び報告にも拡張して使用することができる。

この規格は、デジタル地理データに適用可能なものであるが、その原理は、地図、図表、文字の文書のような他の多くの形式の地理データにも拡張できる。

この規格は、地理データに関する品質の許容最低レベルを規定するものではない。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

ISO 19113:2002, Geographic information—Quality principles (IDT)

2. 適合性 この規格に適合する製品は、**附属書 A**に規定する抽象試験項目群のすべての要件を満たさなければならない。

3. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成す